**在宅医療・介護委員会　実施要領**

１　目的

　重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現化が進められている。これに伴い、介護予防の３つの柱「運動」「口腔ケア」「栄養」の横展開が必要とされ、介護保険施設、医療・介護連携、在宅療養、介護予防における管理栄養士・栄養士の役割や期待が明確になってきている。

また、要介護状態における在宅高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加し、地域包括ケアの充実が望まれており、その在宅療養者に関わる介護制度、社会保険制度の一つに、管理栄養士による居宅療養管理指導や在宅患者訪問栄養食事指導がある。在宅療養者は身体機能・免疫機能・社会生活を維持するために疾患の重症化予防や栄養状態を安定させることが必要不可欠であり管理栄養士・栄養士はその業を担っている。

　こうした背景のもと、本会は、栄養ケア・ステーション事業の１つとして「在宅医療・介護委員会」を設置し、健康づくりや介護予防を含む在宅療養の充実を目的に、地域包括ケアにおいて多職種と連携し、在宅療養者の主観的栄養状態の改善を図るものである。

　なお、活動により療養者、家族、他職種、同職種からも信頼される人材の育成も目的とする。

２　基本方針

地域包括ケアをすすめるために、他職種との相互理解を図り、積極的に連携し、在宅療養においては訪問栄養食事指導等の積極的な展開を図り、生活状況・嗜好を踏まえた、実行可能性の高い栄養食事指導を実施していく。

３　　活動内容

　（１）診療報酬・介護報酬にかかる栄養食事指導とこれに関連する業務

（２）上記以外の病院・診療所などの医療機関と連携した栄養食事指導

（３）訪問栄養食事指導

（４）地域包括ケアシステムにかかる事業関連業務

（５）料理教室、栄養教室の企画・運営

（６）人材育成研修会・情報交換会

（７）その他

４　　組　織

1. 活動を希望する会員の登録をもって組織する。

（２）円滑な組織運営を図るため、運営委員、地区担当代表者を決め、会議を定期的に開催する。

（３）登録者を愛知県内二次医療圏１１地区に配置し、１地区に1人の代表者を決め、連絡調整を図る。（地区兼務可）

（付則）

（１）平成２９年７月１日より施行する。

（２）平成３０年４月１日より施行する。

（３）令和　元年５月１日より施行する。

（４）令和　３年２月６日より施行する。

別表

**≪フローチャート≫**

愛知県栄養士会

日本在宅栄養管理学会

日本栄養士会

**他団体より活動内容による依頼**

栄養ケア・ステーション

在宅医療・介護委員会

　　　　　　　　愛知県二次医療圏（名古屋市含む１１）

名古屋・尾張中部

**多職種との相互理解積極的な連携**

在宅訪問管理栄養士

* ●　●●　●●●・・・・・・・・・・・・